

## 法人紹介

# 日本赤十字社～業務内容と安否調査について～

日本赤十字社国際部企画課 河合 利修

平成11年の外国人登録法の改正により、登録原票の開示制度が新設され、同法第4条の3第5項において、「その他政令で定める者」は登録原票記載事項証明書<sup>1</sup>の交付を請求することができることとされました。そして、平成12年に改正された外国人登録法施行令（2月23日に公布。以下「改正令」という。）第2条及び別表により「その他政令で定める者」の範囲が明確化され、改正令が施行された4月1日以降は、別表に列挙された35の法人が職務上登録原票記載事項証明書の交付を請求することができることとされています。

そこで、今回日本赤十字社の業務内容等について誌面で紹介してみたいと思います。（編集部）

### 1 赤十字と日本赤十字社について

「日赤と言うと何を思い出しますか」と聞かれたら、どのようにお答えになりますか。多分、「病院」や「献血」、とお答えになる方がほとんどだと思います。そんな日赤がなぜ「外国人登録」誌に載っているのか、疑問に思う方も多いのではないのでしょうか。そんな疑問にお答えするため、まず最初に日赤の事業を含めた紹介をさせていただき、続いて日赤の国際事業の中における外国人登録法との接点についてご説明します。

スイス人のアンリー・デュナンが人道精神に基づいて赤十字を設立したのは1863年であり、翌年に傷病兵を救護することを目的とした最初のジュネーブ条約を作りました。そのような背景のもと、日本赤十字社は、西南戦争の最中、官軍と薩摩軍兵士を差別することなく救護するため、「博愛社」という名前で創立されました。今から123年前のことです。その後、ジュネーブ条約に日本

が加入したため、博愛社も日本赤十字社と名前を変え、現在に至っています。

日本赤十字社では、事業資金のために500円以上支払った方（日赤ではこのようなお寄付を社費といいます）はどなたでも「社員」になれ、社員は日赤のあらゆる事業の根幹をなしています。なお、日赤の本社、支部、施設には合計約5万人の「職員」が働いていますが、「社員」と「職員」の違いは、「社員」は会員に近い正確を持っているのに対し、「職員」は通常の企業という社員にあたります。

最後に、よく質問されることですが、日赤は政府の機関ではありません。確かに、日赤は日本赤十字社法に基づいて設立された特殊法人で、厚生省が監督官庁となっていますが、同法で日赤の自主性は十分尊重されています。また、日赤は赤十字に関する諸条約、特にジュネーブ条約の精神にのっとり人道団体ですが、そのジュネーブ条約は赤十字の中立性を特に定めています。

## 2 事業の概要

日本赤十字社の概要についてご説明致しましたので、次に各事業について述べたいと思います。日赤には大きく分けて、以下の9つの活動があります。

- (1) 国際活動：紛争や自然災害の犠牲者を救護し、また保健衛生等が不十分な地域等での開発事業を支援するため、日赤は、人的・資金的な援助を行っています。
- (2) 災害救護活動：地震や台風などの自然災害をはじめ、飛行機墜落などの事故の際、日赤は被害者の救護を行っています。
- (3) 医療活動：日赤は、全国に約100の病院をはじめとする医療機関を持ち、地域住民の健康増進を進めるとともに、災害時における医療活動など、幅広い活動を行っています。
- (4) 看護婦養成：全国には、赤十字の看護大学、助産婦学校、看護短期大学、看護専門学校が併せて約40あり、看護婦（士）の養成をしています。
- (5) 血液事業：安全な血液を供給するために、献血ルームや移動採血車において、皆様に献血にご協力頂いております。また、HIVなどの感染症を防ぐため、血液の安全性を高める様々な努力をしております。
- (6) 救急法・家庭看護法等の講習：日赤では、皆様に健康で安全な生活を送つ

て頂くため、またお年寄りの介護や、幼児の事故防止といった特別な技能を習得するため、救急法、水上安全法、雪上安全法、家庭看護法、幼児安全法の講習を行っています。

- (7) 赤十字ボランティア：赤十字の事業は創立以来、人道の精神を持ったボランティアの方々により支えられており、日赤においても幅広い活動を展開しています。
- (8) 青少年赤十字：赤十字の人道の精神を育てるため、様々な教育的な活動を日赤は行っており、9千余りの学校が、青少年赤十字への加盟校になっています。
- (9) 社会福祉事業：日赤には、児童福祉施設、特別養護老人ホーム、身体障害者更正施設があり、様々な理由で援助を必要としている児童、老人、身体障害者を支援しています。

### 3 国際活動のなかの安否調査

日本赤十字社の国際活動については、ごく簡単に前で触れましたが、人的・資金的援助以外にも様々な活動をおこなっています。その中の一つが「安否調査」です。安否調査とは、戦争・自然災害といった避け難い状況で離ればなれになってしまった肉親の安否を人道上の必要性から調査し、再会できるようにするものです。海外旅行に行ったり、Eメールを使うのが当たり前の時代になりましたが、それでも、戦争や大規模な災害に巻き込まれてしまうと、家族と連絡を取ることができなくなることもあるのです。

日赤が扱う安否調査の9割以上は、朝鮮民主主義共和国（北朝鮮）への帰還事業で祖国に帰ったかつての在日朝鮮人家族から、日本に残した家族の消息を捜して欲しい、というのですが、離散してからかなりの年月が経っているため、正確な情報が限られており、捜している人を見つけだすことはかなり困難です。その他の安否調査の依頼は、第二次大戦に関わるものや、最近の紛争に関わるものも含まれています。

さて、安否調査の方法ですが、日赤の本社が海外から安否調査の依頼を受け取ると、捜したい方（被調査者）が外国籍であると想定される場合は、通常まず法務省入国管理局に調査を依頼します。そして、法務省からは、外国人登録

の記録の有無等について、日赤に回答がなされます。

その結果、住所が判明した場合でも、すぐに調査を依頼した方にそれを連絡するわけではありません。長い年月の中では、様々な理由で、肉親であっても連絡を取ることをためらう場面も出てくるからです。よって、被調査者のプライバシーを考慮して、まず日赤が文書で連絡をし、本人の意思を確認します。本人が「住所を知らせてもよい」ということであれば、はじめて、日赤は依頼者に対して、被調査者の住所を知らせることになります。

法務省で情報が得られなかった場合や、被調査者が日本国籍を有すると想定される場合は、日赤の本社は、手がかりとなる住所地にある日赤の各都道府県支部に対し、調査を依頼します。支部は、市区町村に文書で照会し、外国人登録の開示等の方法で回答を得ます。

ここで判明した場合、日赤の支部は被調査者に対し、上記と同じような意思確認を行い、その結果を日赤の本社に回答します。情報が古かったり不完全であるなどの理由で、所在が判らず「不明」になってしまった場合でも、支部は本社に対してすべて回答を行っています。日赤の本社は、調査結果にかかわらず、すべての依頼者に回答しています。

#### 4 終わりに

赤十字の安否調査は、戦争や自然災害など、自分の意思に反して肉親と離ればなれになってしまった人々を結びつける、極めて人道的な事業と言えます。しかし、その性格上、「不明」や「死亡」など、往々にして調査依頼者には大変悲しい結果を回答しなければならない場合があります。たとえ所在が判明したとしても、離ればなれになっていた時間を埋めることはできません。それでも、私たちが調査依頼者に回答を差し上げたとき、大変感謝されることが少なくありません。そのようなときは、赤十字の安否調査がお役に立てたことを、心から嬉しく思います。

このように、日赤は、その目標とする人道の実践のため、地道にこれからも事業を進めていきます。しかし、以上のように、赤十字の安否調査は法務省入国管理局および各市区町村の方々のご協力がなくては、成り立ちません。この誌面をお借りして感謝申し上げますとともに、今後ともよろしく願いたします。